

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

【基本方針】

市街地の延焼火災、大規模・高層建築物での火災は、消火や避難が困難となり、現場の特性に応じた対策活動が重要となる。そのような大規模な火災に対する対策について定める。

【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	街づくり部、消防局、生涯学習部
2 応急対策計画	消防局、情報・運用支援班、市民部、環境部、経済振興部、警察署、消防団、広報部

1 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等の法令に基づき、建築物の不燃化を促進する。

(2) 市街地の整備

道路の幅員が狭隘で老朽化した木造住宅が密集した地区は、延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成する面的整備を推進し、防災上安全な市街地の形成を図る。

(3) 火災予防に係る立入検査

年間査察計画に基づき、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

(4) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

イ 点検が必要とされる特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(5) 住宅防火対策

消防法による住宅用火災警報器等の設置義務をふまえて、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備を設置するよう指導するとともに、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発を行う。

(6) 大規模・高層建築物等の防火対策

大規模・高層建築物等の管理権原者又は関係者に対し、(4)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、次の事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

(ア) 高水準消防防災設備の整備

(イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(ウ) 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

ウ 防災管理制度（消防法第36条）による防災管理の実施

(7) 文化財の防火対策

文化財の所有者又は管理者は、火災の発生を報知し、迅速な消火活動ができるよう設備の設置・整備を行うとともに、火災の発生を未然に防止するため、適切な防火管理を行う。

ア 消防設備の設置・整備

- (ア) 消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等
- (イ) 自動火災報知設備、漏電火災警報器等

イ 防火管理

- (ア) 定期的な巡視と監視
- (イ) 危険箇所について消防機関から指導を受ける。
- (ウ) 防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画を作成する。
- (エ) 毎年1月26日の文化財防火デーを中心に、消防機関及び教育委員会等と連携を図り、文化財建造物の消火訓練を行う。

2 応急対策計画

(1) 火災警報の伝達

市長は、気象状況が次のいずれかに該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に発令し、基準以下となったときは解除する。(松戸市火災警報規程)

消防局は、火災警報の発令及び解除の信号を行う。

＜火災警報の発令基準＞

- ① 実効湿度が60パーセント以下、最小湿度が30パーセント以下で、最大風速が毎秒10メートルを超える見込みのとき。
- ② 平均風速毎秒13メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ③ 前各号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると消防局長が認めるとき

(2) 情報収集・伝達体制

消防局、情報・運用支援班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(3) 消防活動

消防局は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(4) 救助・救急

消防局は、火災現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。
また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(5) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

(6) 避難

市長は、火災が拡大し危険な区域に対しては、避難勧告又は避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難所を開設する。

松戸市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難勧告及び避難誘導について協力する。

(7) 救援

経済振興部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(8) 広報活動

広報部は、火災発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(9) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第2節 危険物等災害対策計画

【基本方針】

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物等災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

- ① 危険物：消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
- ② 指定可燃物：危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日政令第306号)第1条の12に規定されているもの
(例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など
- ③ 火薬類：火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
- ④ 高压ガス：高压ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
- ⑤ 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの
(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	消防局
2 応急対策計画	消防局、本部事務局、情報・運用支援班、市民部、環境部、経済振興部、広報部、警察署、消防団、県民センター

1 予防計画

(1) 事業所

県及び関係機関の指導に基づいて、災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、防災体制を確立する。

(2) 消防局

ア 予防査察

危険物及び指定可燃物について、消防法その他法令に基づき立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物等の規制を実施する。

イ 事業所防災対策の強化

危険物施設の管理者等に対し、危険物施設の規模に応じて、危険物保安監督者等の選任、予防規定等の作成、消防用設備等の設置、防災訓練等を指導する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握し、関係機関に連絡する。

情報・運用支援班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

消防局は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

(5) 避難

市長は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難勧告又は避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難場所を開設する。

松戸市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難勧告及び避難誘導について協力するものとする。

(6) 救援

経済振興部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

広報部は、事故発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(8) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第3節 航空機災害対策計画

【基本方針】

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出することにより被害の軽減を図るため、応急対策について定める。

【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	消防局
2 応急対策計画	消防局、消防団、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、市民部、環境部、保健医療部、広報部、警察署

1 予防計画

市は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

(2) 消防活動

消防局は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

消防局は、乗客、付近住民の救出のため担架等の必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、市立病院、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 遺体の収容

保健医療部は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

(5) 交通規制

警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。市は、広報活動に協力する。

(6) 避難

市長は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難勧告又は避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難場所を開設し、収容する。

(7) 防疫・清掃

遭難機が国際線であることが判明した場合、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して、応急対策を行う。

保健医療部は、防疫活動に協力するほか、災害現場の清掃等を行う。

(8) 救援

経済振興部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(9) 広報活動

広報部は、事故発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(10) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第4節 鉄道災害対策計画

【基本方針】

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災、危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

【対策担当】

項目	担当
1 予防計画	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
2 応急対策計画	消防局、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、市民部、環境部、広報部、警察署、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 予防計画

東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)は、車両や輸送に関する安全を確保する。

また、市、関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

消防局は、乗客、住民等の救出のため、担架等必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市立病院、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、迂回路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

(5) 避難

市長は、列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難勧告又は避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難場所を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難場所を開設する。

避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

(6) 救援

経済振興部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

広報部は、事故発生状況や地域への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(8) 代替輸送

事故災害が発生した鉄軌道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(9) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第5節 道路災害対策計画

【基本方針】

橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

【対策担当】

項 目	担 当
1 予防計画	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 応急対策計画	消防局、建設部、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、市民部、環境部、広報部、警察署、消防団、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所

1 予防計画

(1) 道路構造物の被災防止

建設部及び各道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資器材の保有に努める。

(2) 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防護具を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。また、荷重積載の防止や運転手の健康管理等を指導する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

消防局は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

情報・運用支援班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、道路管理者と協力して、危険物の拡散防止及び防除等を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

消防局は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、障害物の除去や迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

(5) 避難

市長は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対して、避難勧告又は避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難場所を開設する。

松戸市消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難勧告及び避難誘導について協力するものとする。

(6) 救援

経済振興部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(7) 広報活動

広報部は、事故発生状況や周辺への影響等について、必要に応じて広報車等を活用して広報する。

(8) その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第6節 放射性物質事故対策計画

【基本方針】

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業所は存在しないが、市内に放射性同位元素使用事業所が立地するほか、県内には核燃料物質・核原料物質を取扱う事業所がある。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性や、東日本大震災時の福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の環境汚染に鑑み、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、他地域の原子力事業所事故を含む事故発生時の対策について定める。

【対策担当】

項 目	担 当
1 放射性物質事故の想定	—
2 予防計画	消防局、総務部、市民部、健康福祉部、消防団、警察署、県松戸健康福祉センター、放射性同位元素使用事業所
3 応急対策計画	消防局、本部事務局、情報・運用支援班、広報部、経済振興部、市民部、環境部、保健医療部、消防団、警察署、県松戸健康福祉センター
4 災害復旧計画	本部事務局、環境部、保健医療部

1 放射性物質事故の想定

(1) 核燃料物質使用事業所における事故の想定

市内には、核燃料物質使用事業所はないため、これらの施設から人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えい等の事故は想定できるが、市域への影響は比較的少ないものと想定する。

(2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性がある。本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

(3) 他県事故に伴う本市への影響想定

東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、本市は、水道水の制限、土壌等の汚染、風評被害、汚染された廃棄物の処理等の問題が生じた。そのため、茨城県等に立地している原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

(4) 原子力艦事故の影響想定

原子力艦については、茨城県等に立地している原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

(5) 放射性同位元素使用事業所に係る事故の影響想定

市内にある放射性同位元素使用事業所が、何らかの要因により放射性同位元素の漏えい等をおこし、放射線障害が発生する事故を想定する。

2 予防計画

(1) 放射性同位元素使用事業所に係る事故予防対策

放射性同位元素使用事業所の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ国、県、市、警察及び消防などの関係機関に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 放射性同位元素取扱事業所の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性同位元素取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(3) 情報の収集・連絡体制整備

総務部は、国、警察、消防機関、放射性物質を取扱う事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

(4) 応急活動体制の整備

総務部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

(5) 放射線モニタリング体制の整備

放射能対策担当室は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

(6) 退避誘導體制の整備

総務部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(7) 防災教育・防災訓練の実施

総務部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

(8) 放射性同位元素使用事業所の措置

放射性同位元素使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

(9) 防護資機材等の整備

消防局、総務部、市民部、健康福祉部、消防団、警察署、県松戸健康福祉センターは、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測

定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

3 応急対策計画

(1) 情報の収集・伝達体制

ア 通報

放射性物質を取り扱う事業所は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- (ア) 事故発生の時刻
- (イ) 事故発生の場所及び施設
- (ウ) 事故の状況
- (エ) 放射性物質の放出に関する情報
- (オ) 予想される被害の範囲及び程度等
- (カ) その他必要と認める事項

イ 被害状況の報告

放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、消防局は、国、県、市、警察などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 緊急時のモニタリング活動の実施

県が、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行うなど放射性物質による環境への影響について把握するので、市はそれに必要な協力を行うものとする。

モニタリング項目は次のとおりである。

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 大気汚染調査 | ⑥ 市場流通食品等検査 |
| ② 水質調査 | ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査 |
| ③ 土壌調査 | ⑧ 工業製品調査 |
| ④ 農林水産物への影響調査 | ⑨ 廃棄物調査 |
| ⑤ 食物の流通状況調査 | |

(3) 消火活動

放射性物質を取り扱う事業所において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防局は、事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 避難等の防護対策

ア 「屋内退避」又は「避難」の措置

市長は、国又は県からの指示等に基づき、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、市民及び滞在者に対して避難又は屋内退避を勧告し、急を要する場合には避難を指示する。

市民部、環境部は安全な地域に避難場所（退避施設）を開設する。

避難誘導に際し、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

イ 「屋内退避」又は「避難」の措置の解除

市は、国又は県からの指示等に基づき、応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるとき、屋内退避又は避難の措置を解除するものとする。

(5) 放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。

(6) 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、事故災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(7) 救援

経済振興部は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

(8) 広報活動

広報部は、周辺住民等の民心安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報について、広報する。

環境部は、住民等からの問い合わせに対応する。

(9) 健康被害の調査

保健医療部は、住民等の健康被害について、県松戸健康福祉センター等と協力して調査を行う。

(10) 放射能濃度の測定と公表

放射能対策担当室は、各部署が測定する水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射能濃度の測定を監理し、広報広聴課と連携をとりホームページ等で公表する。

(11) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、住民の内部被ばくに対処するため、市営水道が放射性物質により汚染され又は汚染される恐れのある場合は、給水の停止並びに水道水の摂取の制限を促すほか、国・県による指示、指導又は助言を受けた場合には、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷制限、食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うことができる。

(12) 広域避難者の受入れ

同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、県との調整に基づき、必要な場合は県の支援を受けつつ、被災市町村の被災者を受入れるものとする。

また、公共施設等の受入体制を補完するため、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。さらに、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

4 災害復旧計画

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

環境部は、国及び県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市長は、国及び県の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 住民の健康管理

保健医療部及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた対応や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

環境部は、国及び県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

環境部は、国及び県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。